

## 私立学校等結核健康診断費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項の規定により法第58条の3の費用を支弁する学校又は施設の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象は、次に掲げる費用とする。

- (1) 法第58条の3の定期の健康診断に要する費用

### (補助金の算定方法)

第3条 補助額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表の左欄に定める基準額と同表の右欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を補助額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、私立学校等結核健康診断費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度8月末日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 私立学校等結核健康診断費補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 私立学校等結核健康診断費選定額内訳（様式第3号）
- (3) 歳入歳出予算書抄本

### (補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、私立学校等結核健康診断費補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

### (補助事業の内容変更)

第6条 規則第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、毎年度1月末日までに私立学校等結核健康診断費補助金変更承認請求書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

(概算払)

第8条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、私立学校等結核健康診断費補助金実績報告書（様式第6号）に次の各に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 私立学校等結核健康診断費補助金精算額調書（様式第7号）
- (2) 私立学校等結核健康診断費選定額内訳（様式第8号）
- (3) 私立学校等結核健康診断費支出済額内訳（様式第9号）
- (4) 歳入歳出決算（見込）書抄本

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則（昭和44年茨城県規則第12号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、私立学校等結核健康診断費補助金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第12条 この要項により知事に提出する書類は、すべて所轄保健所長を経由しなければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第13条 第4条、第6条及び第9条の規定による申請等については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年茨城県規則第60号)の規定は、前項の規定により行われた申請等について準用する。

付 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

付 則 (昭和62年告示第1469号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

付 則 (昭和63年告示第1192号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

付 則 (平成元年告示第353号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成元年告示第782号)

この告示は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

付 則 (平成2年告示第896号)

この告示は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

付 則 (平成3年告示第820号)

この告示は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

付 則 (平成4年告示第966号)

この告示は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則 (平成5年告示第977号)

この告示は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則 (平成6年告示第678号)

この告示は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付 則 (平成7年告示第612号)

この告示は、交付の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則 (平成8年告示第674号)

この告示は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付 則 (平成9年告示第860号)

この告示は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則 (平成10年告示第941号)

この告示は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則 (平成11年告示第879号)

この告示は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則 (平成12年告示第789号)

この告示は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則 (平成14年告示第757号)

この告示は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

付 則 (平成15年告示第1325号)

この告示は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則 (平成16年告示第854号)

この告示は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則（平成16年告示第900号）

この告示は、公布の日から施行し、平成16年5月25日から適用する。

付 則（平成17年告示第659号）

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則（平成18年告示第1012号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成19年告示第1035号）

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要項は、平成29年4月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第3条）

（昭62告示1469・昭63告示1192・平元告示782・平2告示896・平3告示820・平4告示966・

平5告示977・平6告示678・平7告示612・平8告示674・平9告示860・平10告示941・平11

告示879・平12告示789・平14告示757・平15告示1325・平16告示854・平17告示659・平18告示1012・一部改正）

基 準 額	対 象 経 費
<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×470円</p> <p>(2) 医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×497円</p> <p>(3) 医療機関で喀痰検査を受けた者の延べ数×3,050円。</p> <p>(4) 医療機関で診察を受けた者の延べ数×2,835円。</p>	<p>学校又は施設の設置者が法第4条第1項の規定により行う定期の健康診断のために必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費</p>